

保健・衛生・相談・移動図書館(5月分)

献血

- 7日(大久保団地第三集会所)10時～正午・13時～15時半)
- 14日(市役所北側玄関エントランスホール内)10時～13時・14時～15時半)
- 19日(京都文教短期大学)10時～15時半)

飼えなくなった犬・猫の引き取り

- 毎週月曜日(宇治保健所)9時～10時半、3日は祝日のため除く。

相談あない

- 青少年相談(20日、13時～16時、宇治公民館)。
- 法律相談(毎週水曜日、13時半～15時半、総合福祉会館。定員1回10人。電話予約が

必要。社会福祉協議会☎22・0600、受け付け順に、相談日、相談時間を決めます)。

- 京都府交通事故相談(12日、26日、9時～16時、京都府宇治地方振興局☎21・2049)。
- 暴力にかかわる困りごと相談(10日、9時～16時、京都府宇治地方振興局。電話による相談も可能。京都府暴力追放運動推進センター☎075・451・8930)。

市、社会福祉協議会では、このほかにも各種相談事業を実施。詳しくは5年度版「市民カレンダーと手びき」、「市民の手引き」をご覧ください。

軽自動車税 納期限と減免申請のお知らせ

納期限は 5月31日(月)

5年度の軽自動車税の納税通知書兼納付書が、五月六日(内送)に送られます。納期限は五月三十一日(月)です。それまでに必ず納付してください。

なお、口座振替を利用されている人は、納税通知書だけを送ります。その場合、五月三十一日、指定の金融機関に納税通知書に記載されている金額を引き落とし、領収書は後日送付します。

また、車検が必要な軽自動車は、車検時(納税証明書が必要)で、領収書と納税証明書が一種となって送付されます。この場合、納税通知書は送付されません。

軽自動車税の納付について、納税通知書(内納税)と納税証明書(外納税)を、4月1日現在の所有者に課税。軽自動車税は、四月一日現在の軽自動車(その所有者)に課税されます。

四月一日以降に廃車や譲渡の手続きをされたも、5年度は、四月一日以降に廃車や譲渡した軽自動車(その所有者)に課税されません。



①障害者の所有するもの
身体障害者が18歳未満か、軽自動車を所有することが困難と認められる場合、または精神障害者である場合は、生計を一にする家族が所有し、専ら障害者の通学・通院・通所、生業のために運搬するものを除く。

②減免申請をする人は
障害のある人は、障害者手帳、療育手帳、保健師の証明書を、①運搬免許証、②納税通知書(納付書)を、詳しくは市民税課(☎内線2120)へ問い合わせてください。

③減免申請書の提出
減免申請書(市所定のもの)を、市民税課(☎内線2120)へ提出してください。

④減免申請書の提出
減免申請書(市所定のもの)を、市民税課(☎内線2120)へ提出してください。

⑤減免申請書の提出
減免申請書(市所定のもの)を、市民税課(☎内線2120)へ提出してください。

⑥減免申請書の提出
減免申請書(市所定のもの)を、市民税課(☎内線2120)へ提出してください。

⑦減免申請書の提出
減免申請書(市所定のもの)を、市民税課(☎内線2120)へ提出してください。

⑧減免申請書の提出
減免申請書(市所定のもの)を、市民税課(☎内線2120)へ提出してください。

⑨減免申請書の提出
減免申請書(市所定のもの)を、市民税課(☎内線2120)へ提出してください。

⑩減免申請書の提出
減免申請書(市所定のもの)を、市民税課(☎内線2120)へ提出してください。

⑪減免申請書の提出
減免申請書(市所定のもの)を、市民税課(☎内線2120)へ提出してください。

⑫減免申請書の提出
減免申請書(市所定のもの)を、市民税課(☎内線2120)へ提出してください。

⑬減免申請書の提出
減免申請書(市所定のもの)を、市民税課(☎内線2120)へ提出してください。

⑭減免申請書の提出
減免申請書(市所定のもの)を、市民税課(☎内線2120)へ提出してください。

⑮減免申請書の提出
減免申請書(市所定のもの)を、市民税課(☎内線2120)へ提出してください。

日	巡回日	巡回所	巡回時間	巡回所
1日	伊勢田	伊勢田小学校	13:30～15:30	伊勢田小学校
2日	北横島	北横島小学校	14:00～15:30	北横島小学校
3日	廣野	廣野小学校	15:00～16:00	廣野小学校
4日	平盛	平盛小学校	14:30～15:30	平盛小学校
5日	西久保	西久保小学校	13:30～14:30	西久保小学校
6日	大久保	大久保小学校	14:00～15:00	大久保小学校
7日	藤原	藤原小学校	13:30～14:30	藤原小学校
8日	吹前	吹前小学校	14:00～15:00	吹前小学校
9日	南小倉	南小倉小学校	13:30～14:30	南小倉小学校
10日	北小倉	北小倉小学校	14:00～15:00	北小倉小学校
11日	明星	明星小学校	13:30～14:30	明星小学校
12日	志津川	志津川小学校	14:00～15:00	志津川小学校
13日	三室戸	三室戸小学校	13:30～14:30	三室戸小学校
14日	遊田	遊田小学校	14:00～15:00	遊田小学校
15日	南陵	南陵小学校	13:30～14:30	南陵小学校
16日	平尾	平尾小学校	14:00～15:00	平尾小学校
17日	御蔵山	御蔵山小学校	13:30～14:30	御蔵山小学校
18日	六地藏	六地藏小学校	14:00～15:00	六地藏小学校
19日	岡本	岡本小学校	13:30～14:30	岡本小学校
20日	福角	福角小学校	14:00～15:00	福角小学校
21日	木幡	木幡小学校	13:30～14:30	木幡小学校
22日	六地藏	六地藏小学校	14:00～15:00	六地藏小学校
23日	御蔵山	御蔵山小学校	13:30～14:30	御蔵山小学校
24日	平尾	平尾小学校	14:00～15:00	平尾小学校
25日	遊田	遊田小学校	13:30～14:30	遊田小学校
26日	南陵	南陵小学校	14:00～15:00	南陵小学校
27日	三室戸	三室戸小学校	13:30～14:30	三室戸小学校
28日	志津川	志津川小学校	14:00～15:00	志津川小学校
29日	明星	明星小学校	13:30～14:30	明星小学校
30日	吹前	吹前小学校	14:00～15:00	吹前小学校
31日	南小倉	南小倉小学校	13:30～14:30	南小倉小学校

※開公民館の廃館に伴い、「開」の巡回は休止し、新たに「三室戸」の巡回を開始します。

5月の燃えないごみ・し尿収集日程表

日	燃えないごみ
3	13 24 6/2 六地藏 (JR以东・以北の全域) 幡尾 (JR以东の全域) 尾ヶ庄 (広岡谷、JR以东の芝ノ東)
4	14 25 6/3 六地藏 (JR以西・以南の全域) 幡尾 (JR以西の全域) ヶ庄 (一・二・三番割、梅林、大林、折坂、北ノ庄、新開、高峯山、谷前、塚ノ東、寺界道、西浦、西川原、西田、野添、雲雀島、平野、古川、JR以西の芝ノ東、JR以东の福角、京大福舎)
5	15 26 6/4 ヶ庄 (一里塚、上村、大八木島、岡本、瓦塚、戸ノ内、日皆田、JR以西の福角) 道 (全域) 羽戸山 (全域) 志津川 (全域) 明星町 (全域) 宇治 (巻番、乙方、金山、下居、善法、塔川、東内、東山、又振、妙染、山田、山木、蓮華、JR以南の宇文字・里尻) 白川 (全域) 横島町 (大島)
6	17 27 6/7 宇治 (池森、大谷、米阪、蛇塚、式番、野神、琵琶、JR以南の御廟・天神・矢落・若森、巻番一部【都計道路以西】、下居一部【上権現町】) 琵琶台 (全域) 折居台 (全域) 天神台 (全域) 南陵町 (全域) 神拍子 (全域) 小倉町 (奥畑) 羽拍子町 (JR以东の全域) 開町 (JR以东の全域) 広野町 (小根尾一部)
7	18 28 6/8 広野町 (新成田・成田・小根尾一部の3地域を除く全域) 大久保町 (全域) 寺山台 (全域) 府営西大久保団地 (1棟～21棟・44棟)
10	19 29 6/9 小倉町 (新田島を除く近鉄以东の全域、西山) 横島町 (外一部【寺内町内会】) 羽拍子町 (JR以西の全域) 開町 (JR以西の全域) 伊勢田町 (井尻、ウトロ、浮面、大谷、蔭田、北山、毛語、新中ノ荒、中荒、中ノ田、中山、南山、若林、名木) 広野町 (新成田、成田) 府営西大久保団地 (22棟～43棟)
11	20 31 6/10 小倉町 (西山を除く近鉄以西の全域) 伊勢田町 (砂田、中遊田、南遊田、遊田) 安田町 (全域)
12	21 6/1 宇治 (蔭山、小桜、戸ノ内、半白、樋ノ尻、JR以北の宇文字・御廟・里尻・天神・矢落・若森) 横島町 (大島、外一部【寺内町内会】を除く全域) 小倉町 (新田島)

日	し尿
8	28 寺界道、古川、西田、北ノ庄、大林、芝ノ東(JR以西)
10	31 野添、谷前、梅林、西浦(JR以西)、新開(JR以西)、平野(JR以西)、折坂(JR以西)、笠取、池尾、門前、池山、岡谷、只川、河原
11	6/1 福角(JR以西)、日皆田、岡本、上村、大八木島、一里塚、戸ノ内、車田、丸山、平町
12	6/2 荒横、田中、大垣内、妙見
13	6/3 谷下り(全域)、出口(全域)、森本(全域)、中筋、大谷、東中、西中、敷里、段ノ上、東集上り、西集上り
14	6/4 折坂(JR以东)、平野(JR以东)、福角(JR以东)、一番割、二番割、三番割一部
15	6/5 南端(JR以东)、芝ノ東(府道両側)、西浦(JR以东)、新開(JR以东)、三番割
17	南山(A)、中村(さつきヶ丘)、広岡谷、芝ノ東(府道以东)
18	南山(B)、金草原
19	六地藏(JR以东・以北の全域)、陣ノ内(JR以东)、正中(JR以东)、御園、南山畑、北山畑、中村(JR以东)、大瀬戸(JR以东)、東中(JR以东)、北島一部、北御蔵山(平尾)、中御蔵山、南御蔵山、畑山田、花揃、赤塚
20	北島、松尾、平尾、須留、炭山
6	26 六地藏(JR以西・以南の全域)、陣ノ内(JR以西)、正中(JR以西)、河原、北島、東中(JR以西)、西中、大瀬戸(JR以西)、内畑、熊小路、中村(JR以西)、西浦、南端(JR以西)、壠ノ東
10	31 半白、志津川
12	6/2 乙方、山本、蔭山、東内、又振、山田、紅齋
17	田原、旦根、井ノ尻、北ノ山、山ノ内、西裏
18	戸ノ内、矢落(JR以北)、若森(JR以北)、寺山(JR以西)、茶屋裏、久保(JR以西)、上ノ山、大竹、南ノ口、平盛
19	石塚(心華寺通り以西)、丸山、一里山(府道以南)、桐生谷(JR以西)、東裏(JR以西と府道以南)、白川、金山戸
20	式番(府道以北)、池森、米阪、蛇塚、里尻(JR以北)、小桜、樋ノ尻、石塚(心華寺通り以东)、宮北一部、寺山(JR以东)、宮谷、尖山一部(4番地)、中島、久保(JR以东)
21	一里山(府道以北)、桐生谷(JR以东)、東裏(JR以东の府道以北)、開町
24	宮東、宮西、宮北
1	25 大谷、野神一部、小根尾、大開、尖山一部(2番地・6番地)
6	26 野神、大谷一部(上権現町を含む)、琵琶、式番(府道以南)、矢落(JR以南)、若森(JR以南)、宇文字、巻番(宇治橋通り以北)、妙染(宇治橋通り以北)、里尻(JR以南)
7	27 下居、善法、巻番(宇治橋通り以南)、妙染(宇治橋通り以南)、蓮華、塔川
8	28 南浦(30-33、80-98、100-110)、大京団地、山際一部
10	31 山際
11	6/1 寺内、久保、天王(府道以北)、老ノ木、西山(旧国道<府道>以东)、蓮池
12	6/2 天王(府道以南)、東山、中畑、西畑
13	6/3 西浦、南堀池(田中、大和一部西2号通り以北)、堀池
14	6/4 南堀池(本通り以北)、南堀池(本通り以南)、南堀池(大和32-36)
15	6/5 南堀池(大和)、南遊田、遊田、砂田、毛語一部、中ノ荒、井尻、中ノ田、名木、浮面、安田町
17	中山(近鉄以西)、毛語、若林、南山、ウトロ
18	神楽田(山中含む)、西山(旧国道<府道>以西)、中央台、北山A・B・C・D団地、毛語(府道以北)、若林一部
19	中山(近鉄以东)、大谷、羽拍子町
21	春日森、一ノ坪、島前、大町、石橋(大川原線以西)、中川原(大川原線以西)、大川原、東目川、西目川
24	南落合(0の通り～13の通り)
1	25 園場(大川原線以北)、大幡、北内、門口、幡實、郡、石橋(大川原線以东)、吹前(市営住宅)
6	26 中川原(大川原線以东)、十一(大川原線以东・国道以东)、十六(国道以东)、十八(国道以东)、吹前(市営住宅を除く)
7	27 南浦、西浦一部、神楽田一部(近鉄以西)

①し尿収集の流れの場合は、収集口側から確認のうえ、翌日(日・祝日の場合はその翌日)に城南衛生管理組合へご連絡を。